

第3回 民間規格等制改定プロセス評価委員会 議事要録

1. 開催日時：令和3年11月8日（月） 10:00～11:45
2. 開催場所：日本電気協会 A会議室+Web
3. 出席者：(敬称略)
 - 【委員長】 日高〔東京電機大学〕
 - 【委員】 菅〔早田委員代理：電気事業連合会〕
芝田〔電気保安協会全国連絡会〕
高本〔(一社)日本電機工業会〕
東嶋〔科学ジャーナリスト〕
首藤〔(株)社会安全研究所〕
中村〔ひなた総合法律事務所〕
 - 【委任状提出】熊田〔東京大学〕、若月〔主婦連合会〕、橋詰〔全日本電気工事業工業組合連合会〕
 - 【オブザーバー】中川、吉川〔経済産業省〕
 - 【事務局】吉岡、小林（幸）、小林（信）、五十嵐、田弘〔(一社)日本電気協会〕
4. 配付資料：
 - 資料 No.1-1 民間規格等制改定プロセス評価委員会 委員名簿（令和3年5月17日現在）
 - 資料 No.1-2 競争法に係わるコンプライアンス規程
 - 資料 No.1-3 第2回 民間規格等制改定プロセス評価委員会 議事要録(案)
 - 資料 No.2 本日のプロセス評価委員会でご承認いただきたい全体評価書（案）の概要について
 - 資料 No.3-1 JESC E7001（2021）「電路の絶縁耐力の確認方法」の改定に関する全体評価書（案）
 - 資料 No.3-2 JESC E7001（2021）「電路の絶縁耐力の確認方法」
 - 資料 No.4-1 JESC E7002（2021）「電気機械器具の熱的強度の確認方法」の改定に関する全体評価書（案）について
 - 資料 No.4-2 JESC E7002（2021）「電気機械器具の熱的強度の確認方法」
 - 資料 No.5-1 JESC E7003（2005）「地中電線を収める管又はトラフの「自消性のある難燃性」試験方法」の定期確認に関する全体評価書（案）
 - 資料 No.5-2 JESC E7003（2005）「地中電線を収める管又はトラフの「自消性のある難燃性」試験方法」
 - 資料 No.6 電気設備の技術基準の解釈の改正及びJESC規格との関連付けに関する要請(経

済産業省への要請文書)

参考資料 1 第 112 回日本電気技術規格委員会 議事要録

参考資料 2 民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規）の制定について

参考資料 3 日本電気技術規格委員会 規約等一式

5. 議事要旨：

5-1. 出席委員の確認及び委員会の成立

事務局より、本日の出席者 10 名（委任状と代理出席者を含む。）、であることが報告され、日本電気技術規格委員会規約で定める定足数 7 名（委員総数の 3 分の 2 以上）を満たすことから民間規格等制改定プロセス評価委員会（以下、「プロセス評価委員会」という。）の成立が確認された。

5-2. オブザーバー参加者の確認

事務局より、本日のオブザーバーについて、経済産業省中川課長補佐、吉川係長の参加報告があった。

5-3. 委員交代の連絡

事務局より、委員の交代について連絡があった。

- ・「電気保安協会全国連絡会」の福島委員から柴田委員に交代
- ・「全日本電気工事業工業組合連合会」の植田委員から橋詰委員に交代

5-4. 議題及び配付資料の確認

事務局より、議題及び配付資料について説明があった。その後、本日の議題が資料 No. 1-2 の競争法コンプライアンス規程第 4 条(禁止事項)にあたらなことが委員会で確認された。

5-5. 前回（第 2 回）委員会議事要録案の確認

（審議）

事前配布した資料 No. 1-3 の第 2 回民間規格等制改定プロセス評価委員会の議事要録案について、最終的な確認が行われ、審議の結果、議事要録は承認された。

5-6. 全体評価書（案）の審議について

（審議）

事務局より、資料 No. 2 から資料 No. 6 に基づき、全体評価書（案）について説明があり、併せて全体評価書案等に対する電気事業連合会からの修正コメント（本議事要録 添付資料参照。）について説明があった。審議の結果、以下の全体評価書（案）は、修正コメントの「コメントの対応」のとおり反映することを条件に承認された。全体評価書は、要請書に添付し国へ提出する。

○JESC E7001（2021）「電路の絶縁耐力の確認方法」の改定に関する全体評価書

- JESC E7002 (2021)「電気機械器具の熱的強度の確認方法」の改定に関する全体評価書
- JESC E7003 (2005)「地中電線を収める管又はトラフの「自消性のある難燃性」試験方法」の定期確認に関する全体評価書

(質問 Q、回答 A、コメント C)

Q1：電気事業連合会からの全体評価書に対する修正コメントの取り扱いはどのようにするのか。

A1：本日配布した資料にはすべて反映しきれていないが、電気事業連合会からのコメントは軽微な修正コメントなので、これらを反映することを条件に本日のプロセス評価委員会で全体評価書をご承認いただきたい。

Q2：プロセス評価委員会はあくまでプロセスを確認する委員会であって、修正内容が軽微であるか判断するのは、日本電気技術規格委員会（以下、「JESC」という。）になるのではないか。

A2：修正は、ほとんど全体評価書に関わる内容で、全体評価書は JESC ではなくプロセス評価委員会が審議を行うことになっている。

Q3：リスト化の箇所で、「備考」を「適用」に修正するという説明があったが、それもプロセス評価委員会で承認してよいのか。

A3：「備考」を「適用」に修正する件については、既に JESC に提出しており、そちらは問題ないと考えている。

Q4：その内容については議事要録に記載されているのか。

A4：JESC の議事要録では、当該資料を説明し承認したという書きぶりで具体的な説明内容について記載していないが、10月26日に開催した第113回 JESC の資料No. 3-9として「適用」に修正したリスト案を提出しており、JESC で承認いただいている。

Q5：今後は過去のものも含めて、「備考」が「適用」に変わるということによいか。

A5：現在ホームページに1件リストを掲載しているがそれも「適用」に修正したい。

C1：全体評価書案では、民間規格評価機関の要件で示されている(3)評価プロセスの①から⑩の項目について確認している。その中の⑥では、「関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか」とあり、例えば、コメントの中で引用する規格中で、「および」の漢字が正確に反映されなかったことを修正することで、より技術基準に適合させるようするための対応であり、その修正は、プロセス評価委員会で対応しても問題ないのではないかと考える。例えば、規格の誤字についてこのプロセス評価委員会で確認されれば、要件の⑥に基づき修正することは可能であると考える。

C2：本件については全体評価書に記載する必要はないが、今後同じような事例があった際に対応できるよう議事要録に残してほしい。

Q6：今回の電気事業連合会からの全体評価書等に対する修正コメントはどのような立場で提出されたのか。

- A6：電気事業連合会はプロセス評価委員会の委員として、事前配布された資料に対して修正コメントを提出したものである。これに対し、事務局としても当該箇所を修正した方がよいと考え、本日説明をさせていただいた。本日の配布資料で修正が間に合っていない箇所もあるが、全体評価書を国へ提出する際はコメントを反映した形で提出したい。
- C3：プロセス評価委員会の委員からの指摘事項に対する修正であるのでそれでよいかと思う。ただし、プロセス評価委員会で確認して修正できることと、JESC で確認して修正できることはしっかり分けて議論いただきたい。
- Q7：資料No.6 の電技解釈で、「絶縁耐力を確認する」や「熱的強度を確認する」と規定されているが、この場合は主任技術者などが実際に工場や現場で立ち会う形で確認するのか。それとも仕様書や試験成績書などの書面により確認できればよいのか。電技解釈で規定している「確認する」というのは具体的にどのようなケースを想定しているのか。もし分かれば教えてほしい。
- A7：絶縁耐力や熱的強度に関する JESC 規格はその確認方法を示した規格なので、その措置を確認するということで、電技解釈では「確認する」という表現を使用しているのではないかと思う。
- Q8：この場で回答は難しいと感じているが、電技解釈をより使いやすくする為に一般的な質問についても対応すべきと考えている。もし可能であれば事務局の方で確認いただきたい。
- A8：承知した。
- Q9：パブリックコメントの結果について、いずれもコメントなしということであったが、ホームページのアクセス件数を確認すると、いずれも同じ件数（133 件）であることが気になった。おそらくこれは 3 件を同じページで管理していることによるものであると考える。これでダメということではないが、規格毎にプロセスを評価しているので、それぞれのアクセス件数を確認できるようの方がよいと考える。今後の検討課題としていただきたい。
- A9：ご指摘のとおり、現在パブリックコメントも行っているものもあるが、それらも含め、基本的には案件を同じページに掲載しており、アクセス件数はそのページで閲覧した人の件数を示している。ホームページの設定関係なのでなかなかすぐには対応できないと考えているが、ご意見のとおりであるので対応できるよう検討していきたい。

6. その他

事務局より、次回プロセス評価委員会の開催について、来年（2022 年）の 1 月中を予定しており、日程は別途調整するとの説明があった。

以上

電気事業連合会からの全体評価書等に対する修正コメント及びその対応

| 記載箇所 | 記載内容 | 意見等 | コメントの対応 |
|---|--|--|---|
| ①資料No.2 5スラ 規格内容3ポツ 規格内容4ポツ ②資料No.2 15スラ 規格内容3ポツ 規格内容4ポツ ③資料No.3-1 P.20 1.検討の経緯2行 目 ④資料No.4-1 P.7 2.の確認内容最終 行 ⑤資料No.4-1 P.17 1.検討の経緯2行 目 | JEM 1499 (2012) 「定格電圧 72kV および 84kV 用…」 | JEM 1499 (2012) の正式名称「定格電圧 72kV 及び 84kV 用…」へ修正 | ①～⑤についてコメントのとおり修正します。 |
| ⑥資料No.3-1 P.21 タイトルスライド ⑦資料No.4-1 P.18 タイトルスライド | 「定格電圧 72kV 及び 84kV 用金属閉鎖型…」 (JEM1499) | JEM 1499 (2012) の正式名称「定格電圧 72kV 及び 84kV 用金属閉鎖形…」 (JEM1499)へ修正 | ⑥～⑦についてコメントのとおり修正します。 |
| ⑧資料No.2 13スラ リスト案4列目 20スラ リスト案4列目 29スラ リスト案4列目 | 適用 | JESC ホームページのリスト化案件では「備考」とされているため、統一すべきではないか | ⑧「備考」は、「参考のために付記すること」という意味で、今後、JIS規格のリスト化を行う中で表現が適当でないとの観点から、明確化として、「適用」に統一したいと存じます。経産省の電安課にも報告済です。 |
| ⑨資料No.2 20スラ リスト案電技解釈 | 第20条第1項 | 第20条は1項のみの条文のため、第1項の表記は不要ではないか (資料4-1 P32では「第20条」の表記となっている) | ⑨についてコメントのとおり修正します。 |

| | | | |
|---|--|--|---|
| ⑩資料No.2 20 スラ リスト案適用 | - | その他のリスト案と平仄をとり、「3. 電気機械器具の熱的強度の確認方法」によること。」としてはどうか | ⑩についてコメントのとおり修正します。 |
| ⑪資料No.2 29 スラ リスト案適用 (125 条) | 「3.2 変圧器の電炉の絶縁耐力の確認方法」によること。 | 「2 技術的規定」によること。」へ修正 | ⑪についてコメントのとおり修正します。 |
| ⑫資料No.3-1 P. 38 改定案 その他 JEM 表記 ⑬資料No.3-2 P. 5 改定案 その他 JEM 表記 | 日本電機工業会標準規格 JEM 1225 日本電機工業会標準規格 JEM 1425 日本電機工業会標準規格 JEM 1499 | JEM 正式名称の「日本電機工業会規格」へ修正 | ⑫～⑬JEMA に確認し、正式名称の方に修正します。 |
| ⑭資料No.5-1 | | JESC E7003 の全体評価書（案）に電技改正案およびリスト案を添付すべきではないか | ⑭今回送電専門部会からの資料には、電技改正案およびリスト案が添付されなかったため、現行のままいたします。 資料No.6 の電技改正案及びリスト案を国へ提出するので、全体評価書になくても特に問題ないと存じます。 |